

政策評価懇談会（第4回）議事録

1. 日時

平成15年7月11日（金）14:00～16:00

2. 場所

最高検察庁大会議室

3. 出席者

< 政策評価懇談会構成員 >

実 哲也	日本経済新聞社論説委員
島野 穹子	つくば国際大学産業社会学部教授
竹内 洋	弁護士
立石 信雄	オムロン株式会社相談役
田辺 国昭	東京大学大学院法学政治学研究科教授
(座長) 藤本 哲也	中央大学法学部教授
山根 香織	主婦連合会常任委員
六車 明	慶應義塾大学法学部教授

< 省内出席者 >

高橋 裕紀	秘書課広報室長
石神 一郎	官房参事官（施設担当）
樋口 全	訟務部門訟務調整官付係長
横井 朗	司法法制部付
泰田 啓太	民事局付
甲斐 行夫	刑事局参事官
重松 弘	矯正局少年教育企画官
柿澤 正夫	保護局参事官
釜井 景介	人権擁護局付
上原 卷善	入国管理局入国管理企画官
阪井 博	法務総合研究所総務企画部付
川上 露秋	公安調査庁企画調整官

< 事務局 >

倉吉 敬	秘書課長
北村 篤	官房参事官（総合調整担当）
森本 加奈	秘書課付

4. 議題

討議(平成14年度法務省事後評価実施結果報告書(案)について)

5. 配布資料

資料1:平成14年度法務省事後評価実施結果報告書(案)

資料2:法務省政策評価に関する基本計画

資料3:法務省事後評価の実施に関する計画

参考資料

行政機関が行う政策の評価に関する法律

行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令

政策評価に関する基本方針

6 . 議 事

森本課付：定刻になりましたので、これより第4回政策評価懇談会を開催いたします。

藤本座長：本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

御議論に先立ち、まず、事務局から、本日の審議事項や本年度の政策評価懇談会の開催予定などについて説明願います。

北村官房参事官：本日は、席上に配布させていただいております、資料1の「平成14年度法務省事後評価実施結果報告書(案)」について、御意見を頂戴したいと考えております。

この報告書(案)は、事前に皆様に送付させていただきましたが、法務省が平成14年度に実施した政策についての事後評価の実施結果を取りまとめたもので、昨年度の政策評価懇談会で御意見を伺わせていただいたところを踏まえて策定した、資料2の「法務省政策評価に関する基本計画」と、資料3の「法務省事後評価の実施に関する計画」に基づくものでございます。評価方式ごとに、事業評価方式による評価の結果、実績評価方式による評価の結果、総合評価方式による評価の結果の順にとりまとめております。

政策評価の測定の指標は、一般的に、政策の実施率や達成率など、客観的な数値で示すことができる定量的なものが望ましいと考えられていますが、法務省が所管する政策については、そのような客観的な指標を立てることが困難なものが少なくありません。そのため、この報告書(案)に取りまとめた事後評価についても、客観的な評価に基づくものではないものが少なくなく、また、成果の評価が困難なことから実施状況を指標としているものもあります。

事後評価を実施した個々の施策の具体的事項については、御質問等があれば担当部局からも説明させていただく準備をしておりますが、委員の皆さまには、それぞれ、専門的知見、あるいは、有識者としての国民の視点から、法務省の施策の実施状況について、御意見をいただければと思います。また、政策評価の目的の一つは、国民に対する行政の説明責任を徹底することであり、この報告書も、公表することとなりますので、公表するものとして説明不足であるような点があれば、併せてアドバイスをお願いしたいと考えています。

次に、この報告書の公表についてであります。本年6月9日に開催されました経済財政諮問会議において、片山総務大臣から、「評価結果の予算要求等への適切な反映のため、できるだけ6月まで、遅くとも予算要求等の期限である8月末までに政策評価を実施し、評価書を公表するよう督励」する旨の発言があり、法務省としては、8月の第1週にはこの報告書を公表したいと考えております。

そのため、本日、この報告書(案)の全体にわたりまして、御意見をお伺いさせていただきたいと考えておりますが、お伺いさせていただきました御意見につきましては、報告書の記載を修正すべき点は、御意見を踏まえて修正を検討させていただきます。また、法務省の施策に対する評価の御意見については、これを取りまとめまして、この報告書に付記する形で公表させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

最後に、本年度の政策評価懇談会の開催予定について、事務当局で考えているところを御説明させていただきます。

この報告書(案)は、事後評価の結果を取りまとめたものでありますが、法務省では、事業評価方式による事前評価の対象としている施策として、新規採択事業で事業費10億円以上の施設の整備と、法務に関する研究の2つがございます。本年度、事前評価の対象となる施設整備事業は、現在のところ、実施予定が定まっていますが、平成15年度に実施する法務に関する研究については、本年度に事前評価を実施しており、現在、その結果のとりまとめ作業を

行っているところです。また、本日、御意見をお伺いする、事後評価の結果については、各政策所管部局において、政策の企画立案への反映について検討を行うこととなりますが、その結果は、本年9月上旬ころにとりまとめを行う予定としております。そこで、本年度の2回目の政策評価懇談会は、本年9月に開催させていただき、法務に関する研究などについての事前評価と、政策評価の結果の反映状況について、御意見を伺うほか、現在実施している、平成15年度の政策評価の実施計画の見直しの要否についても、併せて、御意見を伺わせていただきたいと思いますと考えております。

さらに、年明け後に、3回目の懇談会を開催させていただきたいと考えておりますが、そこでは、来年度の政策評価の実施計画の策定に向けまして、御意見をお伺いさせていただきたいと考えています。

藤本座長：今の説明に対して御質問等がありましたらお伺いしたいと思います。

御質問等ないようですので、早速、「平成14年度法務省事後評価実施結果報告書(案)」について御意見を伺ってまいりたいと思います。政策評価を行っている政策が相当数に及んでおりますが、事務当局の説明にもありましたように、本日、この報告書の全体にわたり御意見を伺う予定でありますので、御協力をよろしくお願いします。

それでは、担当部局の方にも出席してもらっておりますので、御質問があれば担当部局の方に説明していただきながら、順次、御意見を伺ってまいりたいと思います。

まず、事業評価方式による事後評価を行っている「法務に関する研究」について御意見を伺いたいと思いますが、最初に、事務局の方からこの施策の評価概要について簡単に説明願います。

森本課付：それでは、「法務に関する研究」の評価概要について簡単に御説明いたします。

報告書1ページの「法務に関する研究」をご覧ください。これについては、平成14年度に実施した犯罪白書の作成と「犯罪被害実態調査」や「触法精神障害者に関する研究」等の調査研究について、事後の評価を行いました。

藤本座長：これについて何か御質問やご意見はありませんか。

(意見等なし)

藤本座長：よろしいでしょうか。

実は、私自身、法務総合研究所の研究評価検討委員会のメンバーでございまして、6月10日に開催された会議において、「法務に関する研究」について検討した結果、順調に研究が展開されており、成果も十分であるという評価をいたしましたことを御報告申し上げます。

それでは、次に、実績評価方式を採用している施策の評価に移りたいと思いますが、これについては、「1.国民の権利の保全に関する法制度の整備・運営及び国民の基本的人権の擁護」、「2.法秩序の維持(刑事・治安の面から)」、「3.出入国の公正な管理」、「4.国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理」、「5.すべての任務に共通の施策及び国際協力に関する施策等」の5つの分野に分かれておりますが、関係項目ごとにまとめて、順次、御意見を伺ってまいりたいと思います。

まず、始めに、「1.国民の権利の保全に関する法制度の整備・運営及び国民の基本的人権の擁護」について御意見を伺いたいと思いますが、事務局から、評価概要について説明願います。

森本課付：それでは、「1.国民の権利の保全に関する法制度の整備・運営及び国民の基本的人権の擁護」の分野の評価概要について説明いたします。

この分野では5つの政策について評価しました。

報告書5ページの「登記事務のコンピュータ化」については、「登記情報の電子化を推進する」を基本目標として評価を実施しました。

報告書 7 ページの「商業登記に基礎を置く電子認証制度の導入」については、「電子商取引や電子申請・届出の基盤整備を早期に実現するため、制度に係る事務を取り扱う登記所の全国展開を進める」ことを基本目標に評価を実施しました。

報告書 9 ページの「外国法事務弁護士の在り方についての検討」については、「渉外的法律事務を安定させる」を基本目標とし、「渉外的法律事務サービスの供給を安定させる」を達成目標として、評価を実施しました。

報告書 12 ページの「債権管理回収業の監督」については、「債権管理回収業における債権管理回収行為等の適正の確保による国民経済の健全な発展」を基本目標とし、「債権管理回収業における債権管理回収行為等の適正を確保する」を達成目標として評価を実施しました。

報告書 16 ページの「民事法律扶助事業の推進」については、「民事法律扶助事業の適正な運営によって、資力に乏しい者の「裁判を受ける権利」の実質的保障を図る」ことを基本目標とし、「民事法律扶助事業の適正な運営を確保する」ことを達成目標として評価を実施しました。

藤本座長：それでは、どこからでも結構でございますので、御意見をお願いいたします。

山根委員：測定の時期なのですが、3月31日であるものと4月1日であるものがありますが、これはどういう違いがあるのでしょうか。

藤本座長：どうでしょうか。

北村官房参事官：平成14年度に実施した施策が評価対象でございますので、基本的には、平成14年度末で測定すべきですが、38ページの「更生保護活動の推進」について平成15年1月1日を測定時期としているのは、統計が暦年で取られていることによるものでございます。

藤本座長：8ページですが、「商業登記に基礎を置く電子認証制度の導入」について測定時期が4月1日なのはなぜでしょうか。

民事局：8ページの備考欄にある手数料の見直しを平成15年4月1日に行ったことに配慮して4月1日にしたと思われま。

藤本座長：正確には3月31日ですか。

民事局：確認させていただきたいと思いますが、4月1日に手数料を下げた関係で4月1日で利用数が増えていることもございますので、その点を配慮してかと思えます。

藤本座長：山根先生、後でチェックさせていただくということによろしいですか。

山根委員：了解しました。

田辺委員：16ページの「民事法律扶助事業の推進」についてですが、評価の結果を見ると、勝訴、和解成立など8割を超えていることとか、制度の利用者が増えていることから、全体としてはかなり制度が利用されていることは理解できるのですが、自己破産の割合がほとんどを占めていまして、これをどのように考えるのかについて一言入れておいたほうがいいのではないのでしょうか。自己破産に対する支援は権利擁護の一部ではあるのですが、他方で、自己破産事件以外の事件との関係で、自己破産が急増していることは、制度全体の趣旨を考えると、当初予想していなかったことが増えているということではないかと感じるのですが、いかがでしょうか。

人権擁護局：自己破産については非常に急増しておりまして、自己破産に対するセーフティネットが必要だということで、国としても積極的に位置づけております。

そのため、昨年も補正予算が講じられておりまして、必ずしも自己破産への支援が民事法律扶助事業の趣旨に沿わないということまでは言えないかなと考えております。

また、自己破産事件の増加によりまして、その他の一般事件の援助ができないということもございませんし、自己破産事件が多いということがプラスなのかマイナスなのかというのは何とも評価し難い面があると考えております。

秘書課長：自己破産件数の増加に伴って、法律扶助の全体件数が増加していますが、これは、原告と被告という対立構造があって、その中で訴訟を行いたいがお金がない人のために扶助をするという制度本来の趣旨から外れているのではないかという意見を述べられる方もございます。

しかしながら、人権擁護局からも説明がありましたが、今の経済状況の中で一番ニーズが高いのは、やはり自己破産事件ということは間違いありません。そして、この人たちが、法律扶助を受けることによって自己破産の申立てを容易に行うことができれば、後になって経済的に良くなった時点で償還していくということが可能なわけでありまして、これをイレギュラーな事態とみるまでのことはない、本来の制度の趣旨に沿った運用ができていると理解しております。今の状況の中では、これら自己破産にも対応していくのが法務省の責務であると思っております。

田辺委員：19ページの「評価の内容」の欄の1の(7)のところですが、法律事務所に対して一括で委託を行うということを試行的に開始したということですが、これは、法律扶助協会が勝訴の見込みがあると判断して扶助決定した後に法律事務所の方に処理だけを委託するという事なのか、あるいは、法律事務所が事案の内容を聞いて勝訴できるかどうか等を判断した上で引き受けるという形での委託契約なのでしょう。

人権擁護局：協会の方で援助決定したものについて、その事件の処理をまとめて法律事務所に委託することになっております。通常は、個々の弁護士にお願いすることになるのですが、例えば、20件、30件まとめることによって低いコストで行うことを目的としております。

田辺委員：これは節約ができるということで非常に効果があると思いますが、委託先が一つの法律事務所にとどまっているのはなぜなのでしょう。少なくとも、規模の大きな法律事務所に委託するとか、複数の法律事務所に頼むとかすれば、よりディスカウントできるのではないのでしょうか。

人権擁護局：その点については、現在委託しておりますのは、弁護士会の公設事務所というところですが、一般的に普通の事務所にも拡大していくのは難しい面もございますが、現在、池袋のほかに、新宿、渋谷にも同じように公設事務所がございますので、そこにも同じ方式を活用しようとしております。

田辺委員：分かりました。

藤本座長：ほかにどなたかございますか。

実委員：9ページの「外国法事務弁護士の在り方についての検討」についてお伺いします。

おそらく年度末ベースの数字だからでしょうか、承認申請の受理の件数が40人で前年度比で2.5パーセントの減の一方で、新規の承認とか登録の数が大幅に減少しているのはなぜでしょうか。時系列的にはどうなっているのでしょうか。年度内に申請したのだけれども、その年度内に処理が終わらないものについては、新規の承認や登録の数としてはカウントしないのか、つまり、申請から承認までの期間が年度をまたいでいるものもあるもので、年度ごとに差があるという理解でよろしいのでしょうか。

この数字だけ見ても伸びたかどうか必ずしもよく分からない。申請から承認までの時間の短縮化とか承認申請手続の円滑化など、この辺が正に評価のポイントなので、この部分が分かるような評価をすれば、法務省の努力や取組の効果が分かってくると思います。申請者数や登録者数だけでは本当にどれだけ進展があったのか分かりにくいと思います。

藤本座長：司法法制部どうでしょうか。

司法法制部：ご指摘のとおり、申請と承認にはタイム・ラグがございますので、事実上、年度もまたぐこともあり、一致しない面があることも事実であります。

承認手続について説明させていただきますと、法務大臣に承認申請がなされ

た後、承認審査が行われ、次に、日弁連に一度意見を聞いた上で承認し、さらに、その後、日弁連が外国法事務弁護士の登録をするという手続を踏んでおりまして、法務省といたしましては、承認申請から日弁連への意見照会までについては時間の短縮に努めております。ただし、意見を述べる方の日弁連では、その審査が月に1回程度しか行われていないのが実情でございます。そのために若干の時間がかかるという問題点が存在しています。したがって、法務省としては、今後、日弁連と協議をいたしまして、審査の回数を増やすことを求めるなどの努力も考えておるところでございます。ただ、日弁連には自治権がございます。法務省としては、日弁連との協議をした上で手続の迅速化を促すにとどまるということでございます。

また、外国法事務弁護士の渉外的法律事務サービスの供給を安定させるという施策としましては、手続面だけではなく、法改正も考えておりまして、これについては、司法制度改革推進本部で行っておりますが、司法制度改革の一環といたしまして、外国法事務弁護士と日本人弁護士との提携・協働関係の規制緩和という法改正の法案を出しております。現在参議院で審議されております。これが可決、成立すれば更に増加するのではないかと考えております。

藤本座長：実委員よろしいでしょうか。

実委員：はい。

藤本座長：ほかに何かありませんか。

立石委員：5ページの「登記事務のコンピュータ化」ですが、評価の仕方として、電算化により窓口での待ち時間が短縮したとか、不正事案が減少したとか、大変成果としては結構だと思います。

他方で、コンピュータ化への移行率を評価指標として用いておりますが、これも一つの指標だとは思いますが、時間短縮や不正事案の減少など、国民の視点から達成すべき目標を数値化して設定した方が、私は分かりやすいのではないかと思います。国民にメリットがあることを現実に行っているわけですから、この点は法務省としても、こういう数字をもっと国民に情報を開示して国民の評価を受けるべきではないかと思います。評価の在り方について、なかなか難しいとは思いますが、コンピュータ移行率だけでは少々物足りないように感じます。

藤本座長：民事局いかがでしょうか。

民事局：まさにご指摘については、私達も同じような考え方を持っているところがございます。

今の御指摘は、次年度以降の基本目標をどのように定めるかということに関わることでありと認識しておりまして、その検討の際には、基本的考え方の欄にも記載してありますように、待ち時間の短縮ですとか、不正事案の防止、これについて、基本目標の中に取り込んでいくことも考えることになろうかと思っておりますが、そのように目標の内容を変えた際には、どのような指標を定めることが国民の皆さまに分かりやすいのかということについても、検討してまいりたいと思います。

立石委員：それと同様の視点なのですが、外国法事務弁護士の登録数が増えているというのは、日本のグローバル化という動きの中で歓迎すべきことであると思えますし、評価に値すると思えます。

ただ、登録者数等については、達成目標を設定し、達成度を数値化することにはなじまないということで、報告書にも書かれてありますが、申請者の負担軽減とか、あるいは、承認までの期間の短縮化など、いろいろ業務的な側面がどのように改善されているかという、そういった視点からの評価も入れていただければ大変分かりやすく、国民も納得すると思えます。

藤本座長：どうでしょう。司法法制部。

司法法制部：ご指摘のとおりだと思いますので、次回以降部内で検討させていただきます。

藤本座長：いかがでしょうか。

立石委員：結構でございます。

藤本座長：よろしいでしょうか。ほかにどなたかございますか。

六車委員：12ページ以下の「債権管理回収業の監督」について、特に13ページの下の方ですが、苦情率というのがあるのですが、年々低下しており、これが後で苦情率の低下を評価するようになっておりますが、私の見落としでなければ、どういふ苦情があったのかというのが出てきていないようなので、苦情について類型化されているのか、類型化しておればこういう苦情が減ってきたとか、そういう情報があれば、これは法務省にとっても大事なことだと思いますので、把握して国民に公開したほうが良いと思います。

それと同じところで、苦情申立ての状況と書いてありますが、ここにある債務者等とは誰のことなのかという疑問があります。

それと、すべて債務者側の視点から評価していますが、債権回収側の評判といたしますか、債権回収をお願いする側の方に満足があるのかどうか、回収する際の価格の決め方など、債権回収者側にも言いたいことがあると思いますので、念のためかもしれませんが、そちら側にも目を投じて、問題があるならある、なければならないということを報告書に盛り込んだ方がバランスが取れると思います。

藤本座長：司法法制部どうでしょう。3点ございましたが。

司法法制部：苦情の内容の類型化については、御指摘のとおり部分もございまして、部内で検討させていただきたいと思います。

「債務者等」の「等」については、一般的には、債務者の保証人や家族の方、取立ての関係で、債権管理回収業者の中には、債務者でない方に取立てがまわってきたりということでございまして、サービサーの監督の観点から、債務者以外の関係者からも苦情を受けることとしております。

債権者の満足度について、御指摘の視点は確かにございます。しかしながら、基本的にはサービサー法の目的が、債権者の債権管理の適正を図ることで債務者の保護を図る、これによって、債権回収業における債権管理回収行為等の適正を確保するという目的で政策がなされていることから、債務者を中心とした業務の紹介をさせていただいております。

六車委員：よく分かりました。最後の点は法律の内容を確認していなかったもので、その目的はそのとおりと思います。

藤本座長：ありがとうございました。ほかにどなたか。

立石委員：やはり同じ「債権管理回収業の監督」についてですが、営業許可会社数が16.9パーセントと急速に増加する中で、7.4パーセント苦情率が減ったことが記載されております。これは、分母となる許可会社数が増えたのですから、苦情率が低下するのは当然の結果だと思いますので、昨年度までに許可した会社に限定して苦情率が下がっているのかどうか、そのあたりのところまで見ていく必要があるのではと思われるのが一つです。もう一つは、この先、許可会社数の伸びが鈍化した場合でも、苦情率が低下し続けていくものなのか、この2つの評価視点を今後見ていくべきではないかと思います。

藤本座長：司法法制部、どうぞ。

司法法制部：許可数が鈍化した場合でも、苦情率が下がるのが望ましいと考えております。指標のところを見ていただきたいと思います。我々は、苦情率だけで評価しているのではなく、例えば、債権管理回収会社に対する行政処分の件数、債権管理回収業の営業許可審査件数や立入検査の実施状況など、全体を含めてその適正を見ていきたいと考えております。したがって、鈍化した場合の苦情率についても、これを総合的に判断して適正かどうか判断したいと考えております。

なお、許可会社数が増えたことに伴って、通常であればその会社に対する苦情件数も増え、苦情率は維持されると考えており、全体的に苦情率が下がると

ということも、ひとつの指標ではないかと考えております。

藤本座長：同じ会社に対する苦情率の低下を評価するという点についてはいかがでしょうか。

司法法制部：それにつきましては、内部で統計は取っており、それに基づいて立入検査の際の重点の置き方の指標にしておりますが、そこまで詳細に記載しますと、会社のプライバシーという問題が生じることから、まとめた数字のみということにさせていただいております。

藤本座長：それではよろしいですか。ほかにどなたかございますか。

竹内委員：関連するところで、行政処分の件数が平成12年から0件となっておりますが、内訳としては、業務取消し、業務停止命令だけをいうのですか。

司法法制部：業務改善命令を含めて0件ということです。

これは、行政指導していないということではなく、立入り検査の際の指摘等で改善できているという場合には、特に行政処分していないということでございます。

竹内委員：改善命令も1件もないということでは理解してよろしいのでしょうか。

司法法制部：結構でございます。

藤本座長：竹内先生、よろしいですか。ほかにどなたか。

それでは、次に、「2. 法秩序の維持（刑事・治安の面から）」と関連する「3. 出入国の公正な管理」について、まとめて御意見を伺いたいと思います。

まず、事務当局から、これらの施策について説明をお願いします。

森本課付：それでは、「2. 法秩序の維持（刑事・治安の面から）」と「3. 出入国の公正な管理」の分野の評価概要について簡単に御説明します。

まず、「法秩序の維持（刑事・治安の面から）」の分野では、6つの政策について評価を実施しました。

報告書21ページの「被害者等通知制度の適切な運用」については、「被害者等に刑事事件の処分結果等の必要な情報を通知することによって、刑事司法に対する被害者等を含めた国民の理解と信頼を得るとともに、刑事司法の適正かつ円滑な運営を推進する」ことを基本目標として評価を実施しました。

報告書23ページの「検察広報の積極的推進」については、「検察に対する国民の理解と信頼を推進する」ことを基本目標とし、「全国の各検察庁において、効果的な広報活動を実施する」ことを達成目標として評価を実施しました。

報告書26ページの「矯正施設における職業教育の充実強化」については、「受刑者職業訓練を充実強化する」ことを基本目標とし、「労働需要に沿うよう訓練種目を見直し、訓練種目を多様化させる」ことを達成目標として評価を実施しました。

報告書29ページの「矯正施設における教育活動の推進」については、基本目標として「矯正施設における被害者の視点を取り入れた教育を充実強化する」と設定しまして、平成14年度は、矯正管区、矯正施設職員により、「被害者の視点を取り入れた教育プログラム」の在り方について、調査研究を実施しました。

報告書32ページからの「更生保護活動の推進」については、「保護観察対象者の改善更生を促進する」、「保護司制度を充実強化する」、「犯罪予防活動を助長する」及び「更生保護施設整備を促進する」の4つを基本目標とし、その下に7つの達成目標を定めて評価を実施しました。

報告書51ページからの「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づく公共の安全の確保のための業務の実施については、「観察処分の実施を通じてオウム真理教の活動状況を明らかにする」及び「内外情勢に関する調査を通じて公共の安全の確保に関わる情報の政府機関への適切な提供に努める」ことを基本目標として評価しました。

次に、「出入国の公正な管理」の分野では、2つの政策について評価を実施

しました。

報告書56ページからの「外国人の円滑な受入れ」については、「外国人の適正な受入れの実現により、我が国の国際的な発展に貢献する」ことを基本目標とし、その下に、「専門的、技術的分野の外国人労働者の適正な入国・在留の実現を図る。」等の3つの達成目標を設定して評価を実施しました。

報告書69ページの「好ましくない外国人の排除」については、「外国人の不正な入国及び在留の抑止により、我が国社会の安全と秩序の維持に貢献する」ことを基本目標に、「不法滞在者対策の推進を図る」ことを達成目標に評価を実施しました。

藤本座長：ありがとうございます。それでは、ちょっと長いですが、2と3について、どこからでも結構ですので、ご意見をお願いしたいと思います。

田辺委員：これは、全体にわたることなのですが、法務省の政策評価報告書を見ると、今後の政策の見直しについて特にないというものが多いと思われれます。ここはうまくいっていないから、こういう形の新しいことをやるんだという発想をこの政策評価報告書の中にも表現していった方がいいんじゃないのかという気がしています。

その中で、今後の課題を記載しているのが「矯正施設における職業教育の充実強化」です。この評価は、職業訓練が実際にニーズに合っているのかどうかを検証するということですが、現状では、女性の受刑者はかなり増えていると思うのですが、報告書に記載されている職種を見てみると、自動車整備士など、男性を念頭に置いた職業訓練ばかりでありまして、報告書には女子受刑者の訓練受講機会の拡大を図ると記載していますが、具体的にどのような形で見直すのか表現していただきたいのですが。

矯正局：行刑施設における職業訓練につきましては、可塑性の強い初犯の男性受刑者を中心に力を入れている傾向が強いということでありまして。そういうわけで、女子受刑者につきましては、全体の受刑者数から見ると数が小さく、あまり全体のなかでは重視してこなかったのが実情でありまして、最近の取組と申しますと、フォークリフトの運転訓練や、最近注目されております介護サービスなど、時代を反映した職種を訓練種目として取り入れており、今後これらを実施報告書に具体的に記載することについては検討してまいりたいと思っております。

藤本座長：職業訓練の修了者はすべて男性ですか。

矯正局：女性も含まれています。

藤本座長：ジェンダーで分けた方がいいですか。

田辺委員：必ずしもそうする必要はないと思っております。ある職種について、これは男の職業だと言っているように誤解されるといけませんので。

矯正局：やはり、女性の受刑者のニーズにも対応していると明らかにすべきでしょうか。

立石委員：付言すべきではないでしょうか。

政策の見直しの点については、まさにそのとおりで、改善状況等についてもっと記載すべきだと思います。

矯正については、過剰収容問題という大変大きな問題があり、それをどのように解決していくのかということと、増えていく受刑者にどのような訓練の機会を与えていくかということは、今後の大きな課題だと思いますが、そのあたりをどういう形で報告書に盛り込めば良いのかですね。

矯正局：この報告書は、平成14年度の施策に関するものであり、過剰収容問題については具体的には触れることはできませんでしたが、平成15年度の報告書には盛り込んでいきたいと思っております。

ご案内のとおり、先般の名古屋事件を契機といたしまして、現在、過剰収容問題を含め、広く行刑運営全般について、国民の関心が高まっておりますことから、法務大臣の諮問機関として「行刑改革会議」が発足されておまして、

来週の月曜日、7月14日には第4回会議が予定されておりますが、本会議では、行刑の制度の問題、あるいは刑務所の医療の問題等、現場的な問題について検討がなされており、本年12月末には最終的な方針がまとめられるということになっております。その中で、様々な面につきまして、具体的な方向性が指し示されると聞いておりますので、その提言等を踏まえながら具体的に検討してまいりたいと思っております。

いずれにしましても、平成15年度中に、過剰収容の問題も含めまして、政策評価で取り上げられるものについては取り上げたいと考えております。

六車委員：形式的なことですが、29ページの「基本的考え方」には「ソーシャル・スキルズ・トレーニング」と書いてありまして、36ページの「評価の内容」には「SST」と書いてあるのですが、おそらく、こういう言葉については、使い方の基本方針みたいなものがあるのではないかと思うのですが、「ソーシャル・スキルズ・トレーニング」というのを日本語に置き換えられるならば、日本語として統一すべきではないでしょうか。どうしても言い換えられなければ、36ページにあるように用語の解説を付けるべきではないでしょうか。こういうような役所とか外国の言葉というのは、国民と離れがちな言葉ですから。例えば、最近使いませんが、「BBS」なんか、国民とプロの人たちの間の溝を深める要素というか、分からないのもういいやとなりがちなので、こういう機会に注意した方がいいかなと感じました。

藤本座長：どうでしょうか。

秘書課長：外国語の使い方全般の問題かもしれませんが、実は、これは、政府全体の課題となっております。各省庁の秘書課長や文書課長が出席する会議でも議題になりましたし、新聞でも報道されたのですが、行政機関が作成する文書等には一般にあまりなじみのない外来語が多く使われているが、広く国民が理解できるように、日本語にできるものは日本語で表現すべきだということです。このことについては、国立国語研究所の「外来語」委員会でも検討されているところで、今年の4月に、62の外来語について日本語に言い換える提案がなされたところであり、また、その他の外来語についても引き続き検討していくことになっているとのこと。これは、決して強制するものではなく、こういう言い換えも考えられるので、各省庁で参考にしてくださいというものです。

この「SST」という用語は、36ページに「社会生活技能訓練」とあり、これで十分通じますので、日本語で言い換えてもさほど問題はないだろうと思いますが、関係部局において検討してみても統一できるのであればそうしたいと思えます。

ちなみに、各省庁の会議で一番議論になったのは、「バリアフリー」という言葉で、「バリアフリー」では一番関係のあるお年寄りには難しいということで、「障壁なし」にするという話まで出ております。しかし、「障壁なし」ではかえって意味が不明確になるとの意見もありました。

やはり、言葉によっても人によっても意見の分かれるもので難しいところですが、基本は、委員御指摘のとおり、国民に分かりやすい言葉を使うということだと思います。

藤本座長：全般にわたる問題ですが、それでよろしいでしょうか。「BBS」は、ビッグ・ブラザーズ・アンド・シスターズ・ムーブメントですが、昔は、「大兄大姉運動」としたものの、これではさすがに分かりにくいということで、BBSに落ち着いたという経緯があります。表現振りについては統一していただければありがたいと思っておりますので、御検討をお願いします。ほかにありますか。

立石委員：26ページの「矯正施設における職業訓練の充実強化」についてですが、現在の社会の労働需給を参考にしつつ、様々な職業訓練が行われているということと、受刑者の資格取得について高い取得率で推移していて、これは、大変大きな成果だと思います。今後とも80%台という高い合格率を是非維持してい

ただきたいと思います。

藤本座長：ほかにございませんか。

山根委員：46ページの達成目標「社会を明るくする運動への参加を促進させる」のところで、平成14年度に講じた施策が記載されていますけれども、学校や教育委員会、警察、消防、保健所等の関係機関と連携した取組はなされていないのでしょうか。

藤本座長：保護局、どうでしょうか。

保護局：最近の活動では特に学校との連携を進めております。

ここでは、指標が「社会を明るくする運動の参加団体数」で、達成目標が「社会を明るくする運動への参加を促進させる」であることから、このような内容となり、関係機関との連携については記載していませんが、活動としては、保護司会と学校との連携活動を進めているところでございます。

山根委員：保護司が学校に出向いて出前講座等を実施する場合には、文部科学省の許可を得る必要があるのでしょうか。

保護局：文部科学省からも通達等が教育委員会に出しておりまして、学校担当保護司というものが決まっております、この学校担当保護司の方々が学校に出向き、特別授業などに参加するなどしております。

藤本座長：よろしいでしょうか。

実委員：56ページ以下の「外国人の円滑な受入れ」については、平成14年度の実施計画については記載のとおりでいいと思いますが、これは、第一歩の段階であり、もっと広げていくべきだと思います。例えば、資格の相互認証については、ITの分野で前進があったようなので、他の分野においてもどんどん進めていくという問題意識が必要だと思いますが、法務省としてその点を出してもよろしいのではないのでしょうか。それがないと、何となく、政府の方針なので受入れの幅を広げましたというような消極的な印象を持つのですが。

藤本座長：入国管理局、いかがでしょうか。

入国管理局：ご指摘のとおり、この施策については、特にIT技術者等の専門的な技術者を受け入れて、日本で活躍していただくことによって、我が国社会の健全な発展を図るということを目指して立てております。施策の内容としては、相互認証等の状況を踏まえて、発展につながる分野の受入れが可能になるよう、制度の拡充を行っているところですが、まだ緒に就いたばかりの政策でございます、今後、実態の分析を行う必要もあると考えております。ただ、資格の相互認証となりますと、当省の所轄でございませぬので、関係機関等との協議の中で、資格の相互認証等受入れの整備とか、そういった外国との取決め等がありましたら、それらも踏まえて、在留資格の見直し等を図ってまいりたいと考えております。

藤本座長：ほかに何かありますか。

六車委員：32ページの達成目標「保護観察者処遇の充実強化を図る」の「基本的な考え方」の1行目に「保護観察は、犯罪者や非行少年に社会生活を営ませながら…」とありますが、保護観察の対象者として、「犯罪者」や「非行少年」という表現はこれでいいのでしょうか。

保護局：ここでは、犯罪や非行を犯した成人や少年を含めた者という趣旨でございますが。

六車委員：例えば、少年院を仮退院するころには、少年の非行性はかなり低くなっていくと思うんですね。成人にしても、裁判を行っている間にも犯罪性は低くなってきていて、裁判官が言渡すするときには、危険性がなくなっているのだから、実刑にしなくてもいいだろうということで、そういう人たちに対しては、保護観察処分に付して、普通に社会で生活しながら改善更生を図るわけですが、そういう人について、「犯罪者」、「非行少年」という表現振りでは、きつく感じまして、ちょっと違和感を感じたものですから、申し上げた次第です。

保護局：御趣旨はよく分かりました。先ほど申し上げましたように「犯罪を犯した者」、

あるいは、「非行を犯した者」という意味で用いているのですが、表現振りについて検討させていただきます。

六車委員：やはり、私の感じではこの表現ではちょっときついような感じがします。

秘書課長：犯罪者予防更生法では、何と規定しているのですか。

保護局：「・・・を犯した者」となっています。

秘書課長：「・・・犯した者」というのは、法文上の用語なんですね。

保護局：はい。

藤本座長：最近の規定振りだと、「犯罪をした者」ですね。我々刑事政策に携わっている人間は、日常使っているので、あまり違和感がないのですが。

秘書課長：私たちも、慣れているのであまり違和感というものはありませんが言われてみるとそうかもしれませんね。

六車委員：ついですが、「営ませながら」という表現がですね、何か権力的なというか、コントロールしているという感じがすごく強くて、それもあって気になって読んでいるうちに、「犯罪者」とか「非行少年」という表現がここでのいいのかなっていう...

藤本座長：例えば、裁判所で懲役刑が言い渡されると、だいたい刑期の80%が執行されたところで、刑法第28条の規定に基づき仮出所し、保護観察に付されるわけですが、その残刑期は刑の執行になるわけですね。そのため、法律用語を使いますと、保護観察対象者も、まだ、犯罪者、非行少年ということになりストレートな言い方になってしまうのですね。そういう意味ではあまり抵抗を感じないのですが、やはり表現振りがきついのでしょうか。

六車委員：分からないんですけど、非行や犯罪性をグラフで書いてみると、例えば、少年でいえば、非行性が右肩下がりになってかなり先の方までいっている保護観察対象者と、高いところにいる非行少年と、一緒の言葉を使ったらかわいそうかなと感じたものですから。

藤本座長：「営ませ」という言葉を含めて、表現振りを検討されて、もしやわらかい言葉で表現できれば、そうしていただきたいと思います。

保護局：検討させていただきます。

竹内委員：29ページの「矯正施設における教育活動の推進」のところで、「被害者の視点を取り入れた教育を充実強化する」とありますが、中身を読みますと、「被收容者に自己の犯罪の重大性を認識させ、被害者等に対する謝罪の気持ちを深めさせるために・・・」とありますので、「被害者の視点を取り入れた」とすると、取組の内容と言葉としてズレがあるような気がするのですが、いかがでしょうか。「被害者の視点を取り入れた」というと、教育内容として、被害者の感情をおもんばかったような教育をしるという意味に受け取れると思うのです。「視点」というと、被害者の立場から受刑者の教育を考えるみたいで、言葉が適切でないような気がします、いかがでしょうか。

矯正局：これまで、矯正局では、主として加害者の改善更生に全力を挙げてきたところでありますが、社会情勢等の変化もあって、被害者への感謝の気持ちであるとかそういった観点を取り入れて、それをより計画的な教育プログラムとして作り上げるという作業をやっておりまして...

秘書課長：委員がおっしゃっているのは、言葉の使い方の問題で、「被害者の視点を取り入れた教育」というと、被害者の見方という意味に捉えられてしまうので、そうではなくて、「被害者側の立場を考慮した教育」ということが分かるような表現振りに改めてはどうか、そういうことではないのですか。

竹内委員：おっしゃるとおりです。表現の方法ということですよ。

秘書課長：被害者側の感情だとか被害者が置かれた立場を考慮する視点、これを取り入れた教育を行うというような表現の方が正確ではないかということだと思えますが、検討させていただきます。

藤本座長：達成目標のところですね。そう言われればそうですね。施策の内容は被害者

の立場を考慮に入れた教育プログラムを作るということなのだから、達成目標の表現を工夫していただければと思います。

矯正局：分かりました。

藤本座長：ほかにありますか。

立石委員：69ページの「好ましくない外国人の排除」ですが、不法残留の排除を掲げたのは画期的だと思いますが、個々の不法残留者の対策だけでなく、不法残留者を操るといふか、日本に導き入れている犯罪組織についても、今後、もう少しメスを入れていただきたく思います。相当そういうグループがうごめいておりますので、平成15年度及び平成16年度の政策評価には是非盛り込んでいただきたいと思います。

入国管理局：ご指摘のとおり、犯罪組織、特に昨今では国際犯罪組織が関与している事件が非常に増加しております。入国管理局としましては、職員が警察のような捜査権は持っていませんので、こういった背後関係者や暴力団などの対処については、警察と連携して、具体的には、警察に告発、通報という形で、刑事責任の追及の過程で捜査に協力したり、合同で事案の摘発などしており、今後とも、国内だけのみならず、関係国とも連携して一層取組の強化に努めていきたいと考えております。

ただ、入国管理局が直接犯罪捜査に当たるものではなく、したがって、入国管理局だけですべてを解決しきれないところがあり、施策としては進めてまいりますが、その取組自体を政策評価の対象として指標を立てるのは困難かもしれません。

藤本座長：そういった取組を報告書の「講じた施策」の欄に盛り込むなどしてはいかがでしょうか。

入国管理局：検討させていただきます。

藤本座長：ほかにどなたかありますか。

実委員：38ページの達成目標「保護司を適正に確保する」における指標として「平均年齢」を掲げて若返りを図るのは大変良いと思います。

他方で、年齢については、保護司の再任年齢の上限を定めるとなると、この課題を解決するのは非常に難しいのかなと思うのですが、平成14年度に講じた施策として、広報のパンフレットを増やしたりとか、パンフレットを関係機関に配布などとありますが、これらの取組だけで成果が出るのか不安な感じがあります。それでは、どうすればいいのかと言われても分からないのですが、本当に今までの施策を単に続けていくだけでよいのか、せっかくこれだけ良い目標を立てたのだから、新たな発想が必要なのではないかと思えます。

保護局：委員御指摘のとおりでありまして、保護司の方々の平均年齢が高いという現状がございます。今、進めておりますのは、「平成14年に講じた施策」の「保護司と一体となった取組の推進」にありますように、従来ですと、保護司の方が別の方を新たに保護司として推薦するという、比較的狭い層からの推薦があったのですが、今後は、保護司組織が中心になりまして、地方自治体でありますとか、地域のボランティア団体等とも連携をしまして、幅広い層から保護司に適任な方を推薦させていただくということで、当面は若い方も保護司になっていただくようお願いしたいと考えております。

実委員：現状の記載だと、その辺のところは、あまり伝わってこないように思います。既存の枠内で何か協議して人選するといった印象を受けます。今言ったように、幅広く地域のボランティアと連携して取り組んでいることについて、もうちょっと丁寧に書かれても良いのではないかと思います。

藤本座長：その点次回は配慮していただければと思います。ほかに何かありますか。

なければ、私から一つだけ。21ページなんですが、施策等の名称「被害者等通知制度の適切な運用」であります。事件の処理結果等の通知について、希望した数より通知した数が多いことは分かりますが、実際に希望した人の中でどれくらいの人に通知したのかという比率が見えないんですね。希望した

中でどれくらいの人に、例えば80パーセント以上の人に通知しましたとか、90パーセント以上の人に通知したとか分かれればと思うのですが、この点、統計上の数字はあるのでしょうか。刑事局いかがでしょう。

刑事局：現在統計は取っておりませんので、こちらとしても把握していません。

これには、若干経緯がございまして、平成12年には通知をしなかった数も報告を受けるようにしておりました。そのときには、通知を希望した人が37,550名いらっしゃって、その中で通知をしなかった人の数というのが13名で、結局、パーセントにすると0.03パーセントでして、基本的にはほとんどすべての人に通知している状況であり、通知をしなかった理由についても、通知をしないといろいろと支障を生じるおそれがあるなど、個別の事情に左右される話なので、全体の仕組みの運用の評価として見ると、関連性が低いのではないかと考えられたもので、13年からは通知をしなかった人の数は統計として取っておりません。

今後どうするかということについては、全体の中で8割通知しているのか9割通知しているのか、あるいは、逆に5割しか通知していなくて、5割の人に何回も通知しているのかという点について、報告書からでは分かりませんので、その点は前向きに報告を受ける検討をしてみたいと思います。

藤本座長：ありがとうございます。ほかに何かありますか。

立石委員：私、人権擁護推進審議会の委員も経験しておりまして、保護司については、評価の対象となっておりますが、人権擁護委員については、範疇外で評価の対象とはなっていないのでしょうか。

人権擁護局：人権擁護委員については政策評価の対象とはなっておりません。

立石委員：政策的に、例えば、若返りの必要性とかですね。人権擁護委員の中にも、名誉職ようになってしまっている人がおり、また、外国人がこれだけ増加している中で、窓口として外国人を人権擁護委員に採用することの必要性が言われながらも、なかなかできていないということも含めまして。

人権擁護局：人権擁護局としても、そのような指摘を踏まえまして、適任者の確保のための方を講じているところでございます。

島野委員：今の人権の問題ですが、人権擁護行政というのが今後も法務省にあり続けるとして、「1.国民の権利の保全に関する法制度の整備・運営及び国民の基本的な人権の擁護」には、人権擁護局の所管の事務として、(5)の「民事法律扶助事業の推進」だけがありますが、人権擁護局の業務について、もう1項目くらい政策評価の対象とすべきではないかと思っておりました。ただ、平成14年度の評価対象施策については、あらかじめ実施計画で決まっていることと思いますが。

北村官房参事官：ご存知のとおり、現在、人権擁護保護法案が国会で審議中でありまして、そのため、平成14年度は、人権擁護機関の施策について政策評価の対象にしなかったということでございます。新たな制度ができれば、その制度について評価をしていくという方向で考えております。

島野委員：その点についても、前回、実施計画を定める際にお聞きしたと記憶しております。

藤本座長：それでは、いいですね。ほかにございますか。

六車委員：言葉の問題ですが、69ページの「好ましくない外国人の排除」の「基本的な考え方」の最後の行に「入国管理局の電算に基づき集計している。」とありますが、これは、公表するのであるならば変えた方がいいのではないかと思います。「電算に基づき…」というのは、「電子計算機に入っているデータに基づき…」という意味なのではないのですか。

入国管理局：入国した方の個人データがいわゆる電算処理されているということです。

電算処理は、機械的にデータとしてファイルしてありますが、入国の時にデータを入力してファイルし、出国の時にそれと合わせて、期間内であれば反映

されないのですが、経過している者について電算で集計したものをここで数字として表しております。

六車委員：別に電子計算機でもいいのですが、要するに「入国管理局のデータに基づき集計している」とかそれぐらいの言葉でいいのではないのでしょうか。「電算に…」という言葉自体、普通の人は見た場合、何かなと思うのではないかと思います。公表を前提とすると、そういうことも考慮すべきかなと…。

藤本座長：要するに、「電算」という言葉を入れなくていいのではないかということですね。この報告書は、公表をベースとしておりますので、分かりやすい言葉を使った方がいいのではないかということでご検討下さい。

入国管理局：承知いたしました。

藤本座長：ほかにございますか。

それでは、次に、「4. 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理」と「5. すべての任務に共通の施策及び国際協力に関する施策等」について、ご意見を伺いたいと思いますので、まず、事務局から評価の概要について説明をお願いします。

森本課付：それでは、「4. 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理」と「5. すべての任務に共通の施策及び国際協力に関する施策等」の分野の評価概要について、簡単に御説明します。

まず、「国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理」の分野では、72ページからの「国の利害に関係のある争訟の処理」について評価を実施しました。

これについては、「国の債権又は債務に関する争訟を適切に処理する」、「争訟の処理を通じて行政権行使の適法性を確保する」及び「訟務事務処理体制を充実強化する」を基本目標とし、その下に6つの達成目標を定めて評価を実施しました。

次に、「すべての任務に共通の施策及び国際協力に関する施策等」の分野では、5つの政策について評価を実施しました。

報告書84ページの「広報活動の推進」については、「法務省の活動を理解する機会を増やす」ことを基本目標に、「法務省のホームページのアクセス件数が増加する」等5つの達成目標を定めて評価を実施しました。

報告書87ページの「行政事務の効率化」については、「内部事務についてペーパーレス化を推進し、行政事務の効率化を図る」ことを基本目標として評価を実施しました。

報告書91ページの「外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力」については、「外務省の施策を踏まえて施設づくりのノウハウに係る国際協力を推進する」ことを基本目標に、「専門家派遣及び外国の研修員の受入れ依頼に対応する」ことを達成目標に評価を行いました。

報告書94ページの「国際連合に協力して行う研修、研究及び調査の推進」については、「刑事司法関係者に対する研修等を通じて国際協力を行い、研修等対象国の刑事司法制度の確立に資する」ことを基本目標に、「研修等対象国の刑事司法情勢調査を十分に把握する」及び「効果的な研修等を実施する」ことを達成目標に評価を行いました。

報告書100ページの「法制の維持及び整備に関する国際協力の推進」については、「法整備支援活動を通じて国際協力を行い、支援対象国の法の支配の確立に資する」ことを基本目標に、「支援対象国の法制度等の実態を十分に把握する」、「有効適切な法整備支援計画を策定する」及び「効果的な研修等を実施する」ことを達成目標に評価を行いました。

藤本座長：それでは、4と5について、どこからでも結構ですので、御意見を伺いたいと思います。

山根委員：86ページの「広報活動の促進」の「評価の内容」における表ですが、平成

13年度と平成14年度の並びが他の報告書の表と逆になってる気がしますので、統一した方がよろしいかと思えます。

北村官房参事官：ご指摘のとおりでございますので、修正させていただきます。

田辺委員：72ページ以降の「国の利害に係る争訟の処理」ですが、認容額率、あるいは認容率を算出するなど、何とか数値化しようとチャレンジしているのは分かりますが、例えば、72ページのところですと、判決の言渡しのあったものから100件無作為抽出とありますが、14年度中にこのカテゴリーでだいたいどのくらいの言渡しがあったということが分からないと。別に抽出率が問題になっているということだけではなくてですね。そういう数字を入れておいた方がいいのではないと思うのですが。

藤本座長：いかがですか。

訟務部門：この無作為抽出の件数につきましては、昨年度と同じような件数ということで、だいたい100件程度としました。訟務部門としましては、全部の訟務訴訟事件の中で、この類型に当たるのはどれかというのは全部手作業で引っぱり出さなければならぬものですから、どうしても無作為という表現を出さなければならぬところでございまして。全体の件数といいますと、債権に関するものにつきましては、私もちょっと把握していない部分もございまして、110件程度ぐらいだというふうに承知しております。数字については、もう一度確認させていただきたいと思えます。

藤本座長：110件のうちから100件を無作為抽出したということですか。

訟務部門：全国からの件数の報告を受ける段階で、達成目標に記載している訴訟の類型では判決の数を取っていなかったものですから、担当者がどうやって引っ張ってきたのかというのが分からないのです。

藤本座長：平成14年度中に判決の言渡しのあった事件の総数は、分からないということですか。

訟務部門：判決があった総数であれば、分かります。

六車委員：達成目標に記載している訴訟の類型、それぞれについて、総数が分かるわけですか。無作為抽出した件数として、72ページだと100件、74ページだと150件、76ページが200件、78ページが200件、80ページになると14件となっておりますが、要するに、総数がそれぞれ何件あって、その中から何で100件とか150件とか200件とか、異なる件数を無作為抽出しているのかが分からないのですか。

訟務部門：その点につきましては、これは、昨年度の抽出件数がこの程度であったことから、その比較の関係で同じ件数を今年度もピックアップしたところでございます。14件とありますのは、情報公開訴訟でございますが、情報公開訴訟において平成14年度に判決があった件数は14件しかなかったものですから、これはすべて計上させていただきました。

六車委員：もう一度お尋ねしますが、ほかの達成目標に記載している訴訟の類型ごとの総数は数えられるのですか。それとも数えること自体ができないのですか。

訟務部門：類型別の総数の集計は、手作業になりますので、正確な件数までは困難と思われまます。

六車委員：そういう中から無作為抽出というのはあり得るのでしょうか。

訟務部門：3月31日を基準日に設けさせていただいて、そこから順に遡って抽出しました。

六車委員：そういうのは無作為抽出とはいえないのではないのでしょうか。

藤本座長：たしかに無作為じゃありませんね。母集団が分かっている、その中から無作為抽出するのであれば、統計的に母数から推し量れて意味があるのだけれど、母数が分からなければ、この無作為抽出というのは意味がないと思えます。しかも、数が100件、200件と違うわけでしょ。

島野委員：統計はどう取っていらっしゃるのですか。

訟務部門：統計は、国に対しての訴え，民事事件，行政事件として取っておりますので，類型別には，例えば，情報公開が何件とは統計として取っておりません。

竹内委員：72ページと74ページと76ページの訴訟の類型ですが，どういう種別で分けているのか。最初は，金銭債権で，その次は金銭以外の債権となっているのですか。見ていてよく分からないのですが，どういう分け方をしたのでしょうか。

訟務部門：金銭債権に関するものと，金銭以外の国有地などに関するものとで分けております。

竹内委員：ほとんど同じで，どういう事件の種類なのか分かりづらいと思います。

訟務部門：検討させていただきます。

六車委員：私も全く同じで，「目標達成に影響を及ぼすおそれのある外部要因」の欄のところですが，72ページ，74ページ，76ページ，78ページ，80ページと，これらを読んでも，どこが違うのか，普通の人には分かりませんよ。特に，最初と最後だけ読むとほとんど同じで，同じことなのかなって。メリハリをつけて，同じ繰り返しの部分は最初だけ書いて，あと同じこと書く必要はないんですから，違う部分だけ書いて，あとは「何ページを参照」とかとされれば，違いが分かってくると思います。

藤本座長：この達成目標の表現振りを工夫することと，件数について，本来であれば，事件の類型別に統計を取るようにすべきだと思います。初めからこの達成目標に沿って統計を取ってもらえば集まるわけでしょう。そうしないと，政策・施策そのものが曖昧になってしまいます。類型ごとに分けている以上は，この類型に意味があるから分けているのでしょう。そうすると，この類型で評価していかなければならないわけだから，委員の皆さんがおっしゃるように，国民にもはっきり分かるように違いというものを明確にしておいた方がいいでしょう。それから，無作為抽出も100件であったり，150件であったりしているようですが，100件なら100件に統一すればいいと思います。ないところは14件でいいですけど。やはり何で100件と150件と違うのかと疑問を持ちますよ。その辺工夫をされた方が誤解を生じさせないと思います。

田辺委員：評価を実施するときには，達成すべき政策の目標を設定し，同時にどういう形で評価を実施していくか，どういう情報を集めるのかということ併せて考えておかないとうまくいかないのであって，この場合は，その点がうまくできていないのが問題だと思います。

訴訟に関しては，そもそも国はどのような裁判に関わっているのかということについて記載することがアカウンタビリティとして必要になってきて，その件数が総数として見えてこないのは，やはり問題があるのではないのでしょうか。要するに，統計を取る際，これまで各庁から報告を受けてきた件数に類型別の件数を加えれば済む，それが難しいことかもしれませんけれども，やはり，この部分では必要になってくるのではないかと思います。また，数が膨大な中で認容率が91パーセントであればすごいと思いますが，例えば，200件の中で認容率が高いとしても，認容率の高い事件が集中していたからだろうと思われるかねないので，ここの部分も見えるような形にしていただければと思います。

藤本座長：次年度は手作業にならないようにお願いします。

訟務部門：努力してまいります。

六車委員：77ページの「評価結果」の欄に，縮減率が低くなった影響として，大型訴訟で一部敗訴したからだと書いてありますが，こういうものについては，訴訟の件名を特定すれば，この訴訟のためにこのような縮減率になったのかと，読み手も理解できると思います。例えば，この訴訟については，現在，控訴しているからまだどうなるか分からないとか理解できるのではないのでしょうか。大型訴訟といっても頭に浮かばないのですが，このように大きく縮減率を動か

すような大型訴訟であれば、隠す必要もありませんし、是非公開していただくと良いと思うのですが。

訟務部門：事件名につきましては、訴訟事件ごとの特性がありまして、事件を一つあげると他の事件もあげなければならないということもありまして、抽象的な表現にとどめさせていただいたところでございます。

この大型訴訟の中身なんですけど、原告数及び請求額が相当多かったもので、ここで一つ負けるとここまで影響を受けるということでございます。

こうした状況で、縮減率が64.3%という数字だけを見ますと、法務省は何をやっているのだと受けとられかねませんし、訟務部門は、他の行政庁の政策の実施の結果、国民との間で生じた紛争を最終的に処理するところでもございますので、こういった評価が法務省として好ましいのかということも含めて難しいところがございます、こういった表現にならざるを得なかったということでございます。

六車委員：よく分かりました。

藤本座長：例えば、「訴訟」という書きぶりも無理でしょうか。

訟務部門：そうしますと、特定の行政庁の政策と特定され、そこだけ特定するのは何でだということになってしまいますので。

藤本座長：検討してください。事件の内容が分かりつつ、一方で事件が特定できないような工夫をしていただきたいと思います。

ほかに何かございますか。

なければ、総合評価方式による政策の評価について、御意見をいただきたいと思っております、事務局から、評価概要についてご説明願います。

森本課付：それでは、総合評価方式による評価概要について、簡単に御説明します。

総合評価については、2つの課題をその対象としましたが、「法制度の整備について」は、基本法制の整備を終えた後に評価をすることとしており、今回は、中間報告的な内容となっております。

報告書107ページの「法制度の整備について」をご覧ください。

平成14年度は、民事関係として、株式会社等の経営手段の多様化及び経営の合理化を図るための商法等の一部改正、区分所有建物の建替えの実施の円滑化及びその管理の充実を図るために必要な措置を講ずる建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正、及び経済的に苦境にある大規模な株式会社の迅速かつ円滑な再建を可能とするための会社更生法の全面改正、刑事関係として、組織的に実行される悪質かつ執拗な強制執行妨害事犯等に適切に対処するための刑法等の一部改正を行いました。

次に、報告書120ページの「オウム真理教対策」をご覧ください。

ここでは、無差別大量殺人行為を行った団体であるオウム真理教が再び公共の安全を害するような行為に及ぶことを防止するために当省が講じてきた施策について総合評価いたしました。

藤本座長：ありがとうございます。総合評価については、「法制度の整備について」は評価未了であります、これについても、特段の御意見があれば、併せてご意見をお願いします。

島野委員：法制度の整備について、評価期間が未了となっておりますが、評価するとしたら、どのような評価になるのでしょうか。

北村官房参事官：そもそも、法制度の整備が政策評価に馴染むのかという問題がございますが、評価の対象にするとすると、法整備は、立法事実があって、それに対処するために行うわけですし、法が施行されてから何年間経ったときに、どういう効果が出ているかという評価をするしかないのかと考えております。ここで対象としている経済活動にかかわる民事・刑事基本法制の整備は、プロジェクトチームを設置し、期限付きで行っているものでもあるので、それが終わって何年経ったときに効果を評価するようになって考えています。現在、法律を整備し

ている段階ですので、どういう効果があるとか、どのような観点からの評価が適切かということは、現時点では、なかなか判断できない状況でございます。

島野委員：分かりました。

藤本座長：ほかに何かございますか。

それでは、なければ、ちょうど時間でもありますので、御議論は以上までとさせていただきます。なお、このほかに御意見等があれば、適宜、事務局の方までお伝え願えればと思います。本日いただきました御意見等の取扱いについて、事務局の方からご説明願います。

北村官房参事官：本日お伺いさせていただきました御意見等につきましては、そのうち、報告書の修正についての御指摘につきましては、こちらの方で修正の要否を検討させていただき、必要に応じ修正するほか、それ以外の御意見につきましては、こちらの方で政策評価懇談会での御意見という形でとりまとめ、報告書と併せて公表させていただきたいと考えております。

先程、座長からもお話がございましたように、本日お伺いさせていただいたほかにも御意見等がございましたら、事務局までお送りいただきたいと思います。報告書の公表のスケジュールの関係もございまして、勝手ではございますが、できれば今月の20日過ぎころまでにお送りいただければと思います。

それから、ここで2点お諮りさせていただきたいと思います。1点目は、報告書と併せて公表させていただく皆さま方の御意見のとりまとめについてですが、お名前を明示することとするのかどうかという点、2点目は、この懇談会につきましては議事録を作成して公表してまいりましたが、この報告書に併せて皆さまの御意見を公表するのに加え、なお従前どおり議事録も作成して公表する必要があるのかという点、この2点についてお諮りさせていただきます。

藤本座長：今の2点についていかがでしょうか。

(討議の結果、「平成14年度法務省事後評価実施結果報告書」と併せて公表する政策評価懇談会の意見等については、委員の個人名を明示しないこととし、議事録については、従前どおり、作成の上、公表することとされた。)

藤本座長：なお、皆さまからいただいた御意見をどのように取りまとめるかについては、基本的に、私に一任いただければと思いますが、それではよろしゅうございませうでしょうか。

(異議なし)

北村官房参事官：それでは、そういう取扱いにさせていただきますが、報告書等がまとまれば、委員の皆さまにもお送りいただきたいと思います。

藤本座長：予定の時刻となりましたので、本日はこのあたりまでとさせていただきます。

秘書課長：本日も、お忙しい中お集まりいただき、非常に貴重な御意見を賜りまして誠にありがとうございました。次回会合は、先ほど北村官房参事官から説明させていただきましたとおり、9月ころに開催する予定としておりますので、よろしく申し上げます。

藤本座長：本日はこれで閉会とさせていただきます。皆さま、ありがとうございました。

以 上